

(3) 情報通信利用環境整備推進事業

【福岡官房長】 それでは、少々早うございますが、おそろいでございますので、本日最後、3件目の議題に入りたいと思います。

なお、私ども、あかま大臣政務官も、途中になりますけれども、臨席をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

では、情報通信利用環境整備推進事業につきまして、担当部局のほうから、資料に沿って説明をお願いいたします。

【説明者】 高度通信網振興課長、宮地でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、情報通信利用環境整備推進事業の概要につきましてご説明させていただきます。お手元の行政事業レビューシートに沿って説明をさせていただきます。

本事業につきましては、平成23年度から、終期といたしましては、平成27年度までの事業とされております。現在、平成25年6月に閣議決定されました日本再興戦略や世界最先端IT国家創造宣言に基づき事業を実施しております。関連する政策分野といたしましては、IT戦略、地方創生でございます。

事業の目的でございますけれども、我が国経済の更なる発展のためには、ICTを徹底的に活用することにより国民の生産性を高めることが必要不可欠であり、本事業におきまして、実際のICT活用の基盤となる超高速ブロードバンドインフラの整備を推進し、ICTの徹底活用を支える環境整備を行うことにより、誰もがICTの恩恵を迅速、公平、十分に実感・享受できる豊かな社会を実現するとともに、我が国の経済成長等を図るものであります。

事業の概要でございますけれども、お手元の補足説明資料の6ページをお開きいただければと思います。

超高速ブロードバンド未整備地域のうち民間事業者による整備が見込まれない過疎、離島などの「条件不利地域」におきまして、市町村が光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤を整備する場合に、その事業費の一部を補助するものでございます。

具体的には、3分の1、離島の場合には3分の2の補助を行うということでございませ

て、市町村は整備した光ファイバ等を一般的には民間の電気通信事業者にその後貸与いたしまして、電気通信事業者は貸与された光ファイバ等を用いて住民の皆様に対するインターネットサービスの提供を行うということを想定した事業でございます。

また、市町村等につきましては、この光ファイバ等を利用しまして、医療・福祉・教育等の分野におけるサービスをあわせて住民に提供しようとするものでございます。

予算・執行の状況でございますが、レビューシートにお戻りいただきますと、平成27年度の予算は4億3,300万となっております。24年度以降の推移は、ここに記載のとおり、19億、8億、5億1,000万というように推移してきているところでございます。執行額につきましては、前年度からの繰越しや翌年度への繰越しを差し引きした執行額といたしまして、24年度が13億4,300万、25年度10億2,800万、26年度6億4,200万ということになっておりまして、執行率につきましては、24年度から57%、25年度91%、26年度86%となっております。

アウトカムでございますけれども、まず1点目といたしましては、超高速ブロードバンドサービスの利用率、これは固定系と呼ばれる超高速ブロードバンド基盤の利用率でございますが、これを設定しておりまして、目標といたしましては、対前年度増を目標とするということにいたしております。25年度末におきましては、この固定系の超高速ブロードバンドサービスの利用率につきましては51.1%、対前年度3%増となっております。

また、アウトカムといたしまして、超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率というものを設定しておりまして、これにつきましても、成果目標といたしましては、対前年度増を目指すということでございますが、これが平成25年度は99.9%となっております。

さらには、この補助事業が直接的に補助対象としております光ファイバ等の固定系超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率につきましては、25年度末で98.7%となっております。

補足説明資料の7ページをお開きいただきますと、これまでの超高速ブロードバンドの世帯カバー率の推移が上段に記載させていただいております。平成22年3月末の91.6%から年々向上いたしまして、平成26年3月末におきましては、99.9%となっております。

このうち、下から2段落目に超高速ブロードバンドの定義を書かせていただいておりますけれども、固定系・移動系を合わせました超高速ブロードバンドといたしましては、こ

ここに書いてありますように、ファイバー・トゥ・ザ・ホーム、光ファイバ、それから、ケーブルテレビインターネット、FWA、BWA、LTEと、これらで、なおかつ下り30Mbps以上のものにつままして、超高速ブロードバンド基盤と称しております。このうち、FTTH、CATVインターネット、FWAまでが固定系でございまして、BWA、LTEの2つが移動系の超高速ブロードバンド基盤ということでございます。

移動系も含めました超高速ブロードバンド基盤による世帯カバー率につきましては、25年度末で99.9%でございますけれども、その下の括弧書きが固定系のみ、FTTH、CATVインターネット、FWAの世帯カバー率でございまして、これが98.7%という状況でございます。

次のページは、同じように、今ご説明いたしましたアウトカム指標を縦に並べたものが、8ページの右側の超高速ブロードバンドの状況でございます。移動系も含めた全体の整備率が99.9、固定系のみにしますと98.7%、このうち世帯ベースの利用率が約51.1%という状況になっております。

レビューシートにお戻りいただきまして、アウトプットについてご説明を簡単にさせていただきますと思います。

本事業の事業件数をアウトプットの1つとして掲げておりまして、これにつきましては、24年度6、25年度9、26年度6件となっております。

また、この事業による整備世帯数でございますけれども、24年度におきましては1万8,000余、25年度は1万1,000余、26年度につきましては8,000余という世帯数が、本事業によりまして整備された世帯数ということになっております。

次のページをお開きいただきますと、それぞれの実施件数に対する執行額、整備世帯数に対する執行額を載せさせていただいております。整備世帯数に対するこの交付金の執行額につきましては、7万円から8万円台で推移しているということでございます。

次に、レビューシートの3ページをお願いしたいと思っております。国費投入の必要性、事業の効率性、事業の有効性等につきましては、ここに記載のとおりでございますが、まとめますと、一番下の点検結果、改善の方向性でございます。

まず点検結果でございますけれども、超高速ブロードバンド基盤の整備は民間事業者による整備を基本とする一方、山間部、離島など、収益の見通しが厳しいために民間事業者による整備が見込まれない条件不利地域では、市町村が住民のニーズを踏まえ、基盤を整備しているというのが実情でございます。このような条件不利地域におきましては、市町

村が単独で基盤整備を行うというのがなかなか困難でありまして、公的支援を行うことが必要だと考えております。

また、本事業の実施によりまして、今まで超高速ブロードバンドが利用できなかった地域におきまして伝送路等の整備により、ブロードバンドサービスが利用可能となり、地域間格差の是正にも資するものと考えております。

改善の方向性といたしましては、引き続き、地方公共団体のニーズを踏まえまして、整備方式等の事業計画を精査し、少しでも費用対効果が高まるよう効率的な執行に努めてまいりたいと考えております。

また、公共分野におきます利活用が有効な形で行われているかを含め、総合的な利活用実態についてもフォローアップを行ってまいりたいと思っております。

さらに、固定系超高速ブロードバンド基盤が未整備で、山間部、離島など、収益の見通しが厳しいために民間事業者による整備が見込まれない条件不利地域を有する市町村からは、整備支援の要望が寄せられておりまして、引き続き、国による支援策を講じてまいりたいと考えております。

補足説明資料の9ページをお願いしたいと思います。昨年12月に、今後のICT基盤の在り方につきまして、情報通信審議会から答申をいただいておりますが、その中で、ICT基盤の整備推進による地方の創生という項目の概略を載せさせていただいております。

政策の具体的方向性といたしましては、①にありますように、希望する全ての国民がICTを利用できる環境の整備推進ということで、引き続き、未整備地域の解消を進めていくことが適当である。

また、その整備・支援の在り方につきましては、引き続き公的整備を補助金の活用等により支援していくことが必要。特に光ファイバにつきましては、地域におけるニーズを的確に把握しつつ、支援の在り方について検討を進めていくことが適当だという旨の答申をいただいたところでございます。

また、10ページでございますけれども、同じく昨年12月に閣議決定されました、まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、政策パッケージの中で、ブロードバンドなどの地域の通信・放送環境の整備を推進するというようなことが位置付けをされているということでございます。

簡単ではございますけれども、私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【福岡官房長】 ありがとうございます。

それでは、事務局から、論点につきまして説明をお願いします。

【奈良会計課長】 論点シートの3枚目をごらんください。

本事業につきまして、超高速ブロードバンドの整備の推進に、どれぐらい寄与してきたか、分析できているのか、あるいは、本事業の最終年度に当たり、超高速ブロードバンドの世帯カバー率が99.9%まで達成されたが、今後、条件不利地域等のブロードバンド基盤未整備の地域への国の支援の在り方はどうするのかという点を書いてございます。

【福岡官房長】 それでは、ご審議のほどお願いいたします。

【北大路委員】 ちょっと疑問の点がありまして、この補助金の交付先の決定の基準なんです、私、情報インフラと

いうのは極めて重要とっておられてね。中山間地にダムだの道路だのをつくることの意義と比べれば、もうはるかに情報インフラのほうが地方を救うんじゃないかと思っております。今、例えば、中山間地で、わずかな人でも、そこで頑張っていることによつて、鳥獣被害が抑えられているとか、あるいは、森林が守られているとか、住んでいただいているだけで、非常に大きな波及的な効果を持っているわけですね。

それから、今、これは地方創生関連事業ですね。まさに地方にどうやって人に来ていただくかというときに、既に情報基盤さえあれば、高速インターネットさえあれば、実はそれで仕事ができるんだ、それさえあれば田舎で住めるんだというようなビジネスは、もうたくさん実例としてあって、それを実証している地域というのものもあるわけですね。

そういうことを考えますと、例えば、利用率で判断するというのは、それは、そういう利用するためのものですから、それはわかりますけれども、でも、今の現時点での利用率だけを考えると、今どれだけ利用する人がいるだろうかということだけで投資効果を考えるというのは、これは地方創生の事業ということから見ると、違うんじゃないかなと。実際に成功するかどうかは別にしまして、インフラだけを整備しておけば、まずはインフラがあれば、いろんな手が打てる、人に来てもらえる基盤がつかれるという、そういう前提があると思うんですね。

この事業は、都市の人口集中部はもう完全に民間がやっている。もう大多数の地域は、単独で民間がやっている。やれないところでも、自治体が頑張っていてやってきている。自分が通信事業者になってでもやっているという、そういうことはもう大体終わっているわけですね。にもかかわらず、自治体でさえ手が出せないでいるというのが、離島と山間地

だと思っうんですね。それは採算ベースで考えるからそうなってしまうんで、それは今の目先の採算ベースだけで考えるからそうなっているわけですけども。ある意味で、国が大きな政策の一環としてやらなければ、そこでもう人が住みようがなくなってしまうという地域だけが残っていると思っうんですね。そうすると、利用者1世帯当たりのコストが高くなるというのは当たり前なんですけれども、そのことを言っているのが地方創生政策ではないはずなんだと私は思っうんですね。

ですから、今のこの事業で、利用人口ベースにした補助の基準を考えているというのは、マクロな総務省あるいは国の政策から見ると、違っうんじゃないかなと。もう少し国が責任を取るべき範囲ではないか。つまり、大多数が民間と自治体が責任を果たしている分野で、なおかつ、そこで誰かが果たさなければいけないというニーズが非常にあるのであるから、そういうときこそが国の出番じゃないかなと思っうんですね。だから、この事業に大変疑問を感じているんですね。だから、その辺のことについて見解を伺いたいんですが。

**【説明者】** 現在のこの事業につきましては、交付の要件というか、対象といたしまして、整備する時点における整備対象世帯、これが仮に1,000世帯としました場合には、それが2年後ないし3年後に過半数の加入が見込まれるというような見込みを立てていただいて、そういう地域について補助の対象にすると。あくまでも見込みでございますけれども、そういう条件を課しております。

これにつきましては、一番重要なのは、加入促進を図っていくということで、その取組をフォローアップしていくということに一番重点を置いているわけでありまして、仮に2年後、3年後にその目標に達しなかった場合に、補助金を返還しろというようなものでは、そういう意味での厳密な意味での補助条件ということではございませんけれども、あくまでも目標を設定した上で、加入促進、利活用促進の取組を講じていただくという趣旨で、現状ではそのような要件を設定させていただいております。

これにつきましては、長い目で見えた場合に、整備した後に維持管理も市町村で行っていかなければいけないと。基本的には、民間の事業者に運営を委ねるわけですけども、その運営を委ねられる民間事業者が受けるか受けないかという判断におきましても、一定の利用が見込まれるということが重要なファクターになってまいりますので、そういう意味で、利用促進を図るという不断の取組を事業主体である市町村にさせていただきたいという思いで、そういう設定がなされたというふうに承知しておりますけれども、今、北大路先生がおっしゃいましたように、現状の世帯をベースにして、なおかつ、定量的に過半数と

という一律の、そういう目標値の設定が妥当なのかどうか。現在、地方創生の取組に対しては、やる気のある市町村をしっかりとバックアップしていこうということで、いろいろな施策が検討されている中で、多分にそのあたりの要件設定については、見直す余地があるのではないかというふうに我々としても思っているところでございます。

【北大路委員】 ご理解いただいているというふうに認識していますが、私は地方の仕事をずっと長くやっています、現に今、地方創生の地方版総合戦略なんかのご相談をいろいろ受けたりして、お手伝いをする場面が多いんですが。ご案内のとおり、今の山間地、あるいは離島というところは、非常に高齢化しています、今の方々がどれだけユーザーとして、今からキーボードをたたかとか。要らないからないということもあるし、ないから使っていないというのもありますから、リテラシーの問題もすごくあるわけですよ。

だけでも、実は、その人たちというのは、まさに医療とか、いろいろな意味で、サービスを必要としている方たちなんですね。だから、もしそこに常駐する医師がいなくても、今のテレコムの部門が、総務省でなさっているようないろいろな仕組みを使えば、いろんなサービスを受けられる可能性もあって、そこで、そのままでは暮らしていけるという方たちもおいでのになるわけですね。だから、逆を言うと、情報基盤がなければどんなソフトも使えないわけで、情報基盤さえあれば、そういう方たちでも使えるようなレベルのいろんなインターフェースをつくれるという技術はもうできてきているわけですよ。

それから、卑近な例で申しわけないんですが、大学のゼミを静かな山奥でやりたいと思って、最大の問題になるのは、ネットがないぐらいですよ。だから、ネットを必要としない人って、今はもうほとんどいないと思うんですが、特に大学の活動では、もう欠かせないわけですよ。ネットのないところでゼミをやるということはありません。逆を言うと、ネットのないところにはそういうユーザーが来ないわけですよ。夏休みに、例えば、大きな旅館があるところでも、安価な民宿をやっているというようなところを使ってもいいわけなんですね。我々にとっては。しかし、そこにネットがなければ、もうおしまいですよ。そういうことも考えていただかないと、地域の、今取り残されているところ、人がどんどんいなくなっているところの理由のかなりの部分が、そういう情報インフラがないことなんだということをやはりアピールして、この事業をもう少し説明を強化する必要があるのかなという気はしているんですけどね。

ごめんなさい。特にコメントだけ。

【福岡官房長】       じゃ、どうぞ。

【上村委員】       説明ありがとうございます。

レビューシートのアウトカムに注目したいんですけども、こちらのアウトカム、高速ブロードバンドサービスの利用率、世帯カバー率等になっていますけど、これは日本全体、マクロの数字ですよ。それで、この事業の対象は、要は、条件不利地域における整備が事業の対象になっていますので、そういう意味では、このマクロの数字を指標にして用いるべきなのかというところを、見解をお聞かせいただきたいと思います。

【説明者】       もともとこの事業を創設した時点では、日本全体の超高速ブロードバンド基盤の利用率の向上を図り、100%を目指していこうということがございまして、そのツールの一つとして、あくまでもこの補助事業だけで実現するものではありませんで、基本的には、ご案内のように、民間事業者による整備というのがあくまでも基本になるわけですけども、そういう政策目標があったことも踏まえまして、日本全体の整備率、利用率を設定したということでございます。

【上村委員】       多分、本来だったら、条件不利地域の整備世帯数が、このレビューシートの1枚目の一番最後に書かれてあるわけで、24年度だと1万8,873、25年度だと1万1,851という、こういう世帯数になっているわけですが、この方々がどこまで利用しているのかというところのフォローアップは本当は必要なのかなと思っていますけど、いかがですか。

【説明者】       この事業で整備をした地域の利用状況につきましては、先ほど申し上げましたように、補助の要件といたしますか、条件として、整備した世帯における利用者の率というのを、過半数以上を中期的に目標とするということで、各市町村それぞれ取組をしていただくということもございまして、半年ごとの状況のフォローはしております。

【上村委員】       その状況は、よく改善できているというふうに判断してよろしいですか。

【説明者】       まだこの事業、平成23年度に始めたばかりでございまして、サービスイン、要するに、サービス提供を始めてからまだ日が短い事業が多いので、今後こうなるということまでは言えませんが、現時点では、整備後着実に利用者、加入者というのは増加しているという状況でございます。

【上村委員】       中期的にというのは、どれぐらいの年限を考えていますか。

【説明者】       2年後、に一応整備地点では過半数を目標にするということで、最終的には、3年後にみずから各自治体で評価をするということで、その間、半年ごとに利用状況



などの報告をいただいているところでございます。

【上村委員】 レビューシートの真ん中あたりにある、平成25年度の超高速ブロードバンドの利用率が51.1%ということ、これは日本全体の、民間も全て入れた形の利用率になっているわけですが、こういう条件不利地域だと、要は、全体でも51なので、非常にハードルは高いと思っているわけですが、いかがですか。

【説明者】 それぞれの着手ごとの時点が違うので何とも言えないんですが、直近の年度末でいきますと、3分の1弱は50%を超えている、残りの3分の2ほどは50%に達していないというような傾向——整備直後のところもあれば、整備してから2年近くたっているところもあったりして、また、自治体の置かれている状況であるとか、地域によってもまちまちですけれども、そういう状況ですので、全部ならせば50は下回るというのが現時点の状況だと思っております。

【福岡官房長】 どうぞ。

【楠委員】 先ほど北大路先生がおっしゃいましたけれども、この事業が本当に必要な事業であれば、2分の1とか3分の2とかいう補助率というのが適正なのかどうかということも再検討は必要なのかと思うんですね。つまり、本当は必要なけれども、自治体としては2分の1が払えないとか、なかなかそういった負担が現状ではできないといったところというのは、やっぱり手を出せないことになってしまいますよね。だから、ニーズがあるけれども実際にはできないという場合があり得ると思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

【説明者】 一般論で申し上げますと、地方公共団体からは、原則3分の1となっておる補助率については、引き上げを検討してほしいということも要望としてはいただいております。

私どもといたしましては、このブロードバンド基盤の整備、本質的にいかどうかというのはありますけれども、これまでも原則3分の1の補助率で、いろいろな地域においての整備を進めさせていただいておりました。その際、特に過疎、辺地などの条件不利地域に絞って対象として従来からしております関係もありまして、補助裏、要するに、3分の1の補助金に対する3分の2の地方自治体の負担に対しましては、地域によっても違いますけれども、過疎債であるとか辺地債など後年度の地方財政措置が講じられるような、要するに、自治体の負担が軽減されるような、そういった財政措置も含めまして整備を推進しているということでございまして、仮に過疎債を充当した場合には、3分の1の補助と、

あと過疎債で、当面事業費100%を賄うわけですがけれども、実質的な地方公共団体の負担というのは、おおむね事業費の2割程度ということになるようにということで、極力、地方公共団体の個別の市町村の負担の軽減を図るように全体のスキームは組んでおりますけれども、それでもなお未整備エリアからは、規模の問題もございますので、非常に多くの未整備世帯を抱えていらっしゃる市町村からは、補助率も何とかならないかというようなお話は、実際にはいただいているところでございます。

【福岡官房長】 また引き続きご議論いただきたいと思いますが、シートのほうの記入もお願いいたします。

それでは、田中先生のほうから。

【田中委員】 私からは3点ございまして、これまでもお話が出ていますが、これまでのアウトプットの指標ですね。固定系の利用率51%という点。やはりここは、果たしてこれが妥当かどうかということは、疑問に感じる面があります。

事前にいただいた資料で、都道府県ごとの固定系超高速ブロードバンド利用率という数字をいただきました。これは非常におもしろいデータでして、どうなっているかということ、二山になっているんですね。55%以上、東京や大阪のように都市部で60%を超えているようなところがあったと思うと、真ん中ぐらいはあんまりなくて、次は40%台とか、二山になっている分布をしているので、そのときに、たまたま真ん中が51%あるからといって、じゃ、50%なければだめだろうというのは、少し厳し過ぎると思います。実際、40%未満の道県が15道県ありました。そうしてみると、やはりこれは厳しいと。

もう一つ申し上げますと、これ、簡単に重回帰分析をしてみると、県民所得と高齢者比率がおもしろいように相関関係にありまして、県民所得が100万円違うと、整備率が14%低くなる。高齢者比率が1%高まると、1%整備率が低くなるようになっていて、総務省の別の、ちょっと古いデータを見てみると、条件不利地域の過疎の市町村民所得が200万円ぐらいで、これは今回のいただいた都道府県のレベルで、300万円の都道府県ってあるんですね。そこはやっぱり100万円も既に違っているし、高齢者比率も、総務省の少し前のデータを見てみると、高齢者比率もやっぱり全国平均に比べて、過疎地域は10%高い。それだけ見ても、やっぱり所得と年齢というのは大きく、少なくともいただいたデータでは関係するみたいなので、そういうことを考えて、もう少しこの整備率というものをお考えになるといいかなと思いました。これはコメントになります。

それから、2点目ですがけれども、それでいくと、50%の要件は、やはり私も厳しいと

思います。そういう中で、3分の1近くもあるというのは、ちょっと驚きました。先ほど申し上げたような事業で、日本全体で見ると、相当頑張って利用しているということかなと思います。もっと低くてもいいと思いますし、あとは、もう一つは、いかにどう使うかのときに、利用だけではなくて、使われ方はいろいろあると。

それで、これは前の事業でしょうか、地域通信基盤整備推進交付金の対象となっている市町村を対象に、どういう使われ方をしているかというのを調べた研究がたまたま見つかったんですね。それで見ると、効果があるというのは、農産物や魚、そういったものを電子商取引で売るようになったというのは、それは、そうではない地域と比べると、整備した地域のほうが高くなっているとか、または、観光情報を発信している率が高いとか、そのあたりは差が出ているというふうに出ているんです。

そうしてみると、利用率だけでどう使われているかを見るべきではなくて、やはりそのような、周りのどう活用しているかというところも考えていくということが必要ではないか。すなわち、要件としても、どういうふうにするかということを考えるべきではないかと思ひまして、もしこの辺について何かお考えがあればと思ひました。

あと最後に、今後の事業に関しましては、地方創生のお話はこれまでもありましたけれども、やはり目的としては、地方創生ということを重点にして考えていく。そうすると、別に利用率、加入率、もちろん、これは大事なものでありますけれども、それだけではなくて、より地域社会や経済へのインパクトということで、指標も考えられるのではないかとと思ひます。

3点、ほぼコメントで申し上げたんですが、何かお考えがあれば、教えていただければと思ひます。

**【説明者】**      ありがとうございます。

利用率の関係は、皆様からいろいろとご意見いただいておりますけれども、私どもといたしましても、今後、それぞれの地域で地域の経営をどう図っていくのかということが、地方創生の一番求められていることだと思ひておひまして、そういう観点で、このICT基盤をどう利活用して、どのような地域の発展を描いていくのか、そういった点に重きを置いて、それを後押しできるような制度というものが本来あるべきではないかと思ひておひまして、そういう意味では、23年度に創設して、現在事業を実施しているこの情報通信利用環境整備推進交付金の諸要件というのは、今後、いただいた意見も踏まえまして、見直すべきではないかというふうにおひしております。

【梶川委員】 これ、一応今年度までということですから、大体、90幾つまでなってきた、今年8つとか見込みがおありで、この辺は、もちろん、今の補助率の先方のニーズなんですけれども、今、そちらが感じられる中で言えば、大体ニーズのありそうなところというのは、そこそこ今年度事業ぐらいで充足されそうでしょうか。それとも、まだまだ潜在的にはあるんだけれども、財政事情で難しいというふうに各市町村で思われている感じなのか。その辺はちょっと難しいご質問になっちゃうかもしれないんですけども。

【説明者】 全てを把握しているわけではございませんけれども、市町村単位で言いますと、まだ数百の団体が域内にこの超高速ブロードバンド基盤未整備エリアを抱えているということでございますけれども、その世帯数で言うと過半数を占める130ほどの市町村に対しまして、昨年度、今後の基盤整備の在り方について意向調査をしております。

その中で、まだ整備手法としてどういう手法をとるかというのは定まっていないところも多いわけですが、固定系超高速ブロードバンド基盤が今後必要かどうか。要するに、市町村のエリア100%ではないにしても、今よりも整備エリアを拡大すべきだというお答えになった市町村というのが、130余のうち――裏を返しますと、現状のままでいいというお答えの市町村が10団体ございまして、それ以外の120余の団体については、今以上に固定系の超高速ブロードバンド基盤の整備というか、利用エリアというのは拡大したいというような状況でございます。

現状のままでいいというところは、市町村によっても事情は異なりますけれども、年齢層の問題であるとか、あるいは、もう移動系の超高速ブロードバンド基盤のみで十分だ。それは何に利活用するかということにもよるんでしょうけれども。というようなことで、現状のままでいいという市町村もあれば、大半の市町村は、今以上に固定系の超高速ブロードバンド基盤の整備が必要だというお答えになっています。

その理由としては、もうさまざまでございますけれども、今後の企業誘致であるとか、そういったことを念頭に置いてお答えになられているところもあれば、そもそも住民の住環境の向上ということもありましょうし、そこは自治体によってもさまざまだと思っております。

じゃ、必要だとお答えになったところで、みずから整備するしないというのは、そこは民間が最終的に不採算だと判断して、入ってくるのかこないのか、そういった見極めをしつつ、今後検討ということになるろうかと思いますが、いずれにしても、本事業が対象にしております、要するに、市町村が基盤は100%整備して、運営は民間事業者任せると

というようなスキームで支援をしていかないと、なかなか整備率の向上が現実問題として図られないというようなエリアは多数存在しているというふうに認識しております。

【福岡官房長】 どうぞ。

【石田委員】 すみません、重なるかもしれないんですけど、もう一度お伺いしたいんですけども。固定系の超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率について、平成27年度99%が目標になっているんですけど、これは最終的には100%を目指すということでもよろしいのでしょうか。

【説明者】 このレビューシートの平成27年度、これは本事業の最終年度ということで、27年度を設定しているの、それに合わせて数字を書かせていただいておりますが、この99というのは、見込みを載せさせていただいております。25年度末で98.7%ということもございますけれども、先ほど申し上げましたように、市町村に対して今後の意向調査などをする過程の中で、今整備中であるとか、そういった団体もある程度把握しておりますので、そうしたのを除いた場合に、27年度末でどの程度になるのかという数字をとりあえず載せさせていただいております。

100%を目指すのかというご質問でございますけれども、あくまでも、先ほどの補足説明資料でいいますと、9ページだったと思いますけれども、昨年12月の情報通信審議会の答申にもありますように、特に光ファイバ網の整備につきましては、地域の実情をしっかりと把握しながら進めるべしということでありまして、今ご紹介いたしましたように、移動系があるから現状のままでいい、固定系の超高速ブロードバンドは要らないという自治体も、少ないですけども、ございますので、私どもとしては、何がなんでもオールジャパン、100%固定系の光ファイバ網などを整備しようというふうには現時点では考えておりませんので、100%を目指すということは、政策としては目標には掲げていないと。ただし、希望する国民が希望するICTツールはしっかりと使えるようにということが非常に重要だと思っておりますので、そのあたりは、地域の実情も十分踏まえて、整備の促進を図ってまいりたいと考えています。

【福岡官房長】 まだもう少し議論していただきますけど、そろそろできた方は回収させていただきます。

すみません、途中で。どうぞ、引き続きお願いします。

【石田委員】 今、必要とする人が必要とするところで使えるようにということなんですけれども、現在の利用したいというニーズを山間地だとか離島だとかというふうに求め

でも、具体的にどのような便利さがあるのかということに関しての、そもそも論のソフトとかもない地域に対して、そこにニーズを聞くということ自体が、国としてどう考えるかということとあわせた場合に、地域のニーズそのものが国の政策における必要性とは一致しないように思うんですけど、そのあたりについてはどういうふうに分分析されていらっしゃるのでしょうか。

【説明者】 実は、超高速ブロードバンド基盤が、先ほど私が申し上げたのは、市町村に対する意向、ニーズの調査ということでございますけれども、市町村内で全く超高速ブロードバンドがないというところは極めて少ないわけございまして、市町村自身は、自分の管轄しているエリアの、ある地域では使えるけれども、ある地域で使えないというのが大多数でございます。そういう意味では、あるいは、個々の住民となると、また先生おっしゃるように、どんな利便性があるのかというのはピンとこない場合もあるのかもしれませんが、市町村を介して地域のニーズなどを吸い上げた上で、整備意向の調査をしておりますので、そういう意味では、一定程度、超高速ブロードバンド基盤の利活用の在り方であるとか、国の施策であるとか、そういったものは承知の上での意向の回答というふう到我々としては理解しております。

【石田委員】 そうしますと、そもそもパーセンテージを出している分母、分子をもう一回確認したいんですけども、分母というのは、ともかく日本国内の全世帯というのを置くのか、あるいは、そもそもそういった世帯があったとしても、そのところには、固定系でも移動系でもいいんですけども、こういった超高速ブロードバンドの整備は必要としないというところは除いて、必要とされる地域に対して、どれだけ整備されたかというふうにパーセンテージをコントロールされていらっしゃるのか、もう一回確認させてもらっていいですか。

【説明者】 数字につきましては、分母としまして、全国の全世帯をベースにしております。

【石田委員】 そうしますと、必要とされているところに対して、必要なだけ整備されているのかという、先ほどの話とは若干ずれるような。要するに、国としては、必要としているか必要としていないかを別として、全世帯に対して高速ブロードバンドが使える環境にすべきであると。今使っていないか、今ニーズがなくても、それは全国民に対して必要なんだという信念のもとにやっているんだとすると、今の分母でいいと思うんですけども、そうではなくて、必要なところに対してやっていくんだということだとすると、

少し分母のほうが多いように思うんですけど、いかがでしょうか。

【説明者】 現実問題としては、分母は多いと思いますけれども、その峻別は非常に難しいので、統計としては、全世帯の住基世帯数をベースにして出しております。

私の申し上げましたのは、あくまでも固定系超高速ブロードバンドという意味では、100を目指すわけでは必ずしもないということでございますけれども、移動系も含めた超高速ブロードバンド全体としては、何らかの超高速ブロードバンド基盤が利用できるよというのとはもとの発想でございまして、そちらについては、全世帯が分母で、目標も27年度末で100と置かせていただいております。現実問題としては、26年度末は今は出ていませんけれども、26年度末であっても、四捨五入すればおおむね100というような状況になろうかと思っております。要するに、移動系も含めた超高速ブロードバンドの整備という意味では、そうなります。

【石田委員】 四捨五入すると100というのは、どこの位を四捨五入するかによっても違うと思っておりますけど、そこは議論してもしょうがないので、もう質問というよりもコメントです。

再三にわたり費用対効果というのは、どうしても国の予算を使ってする話なので、やむを得ないと思っておりますけれども、効果というものをどういうふうに見込むのかという観点に関して、いろんな先生方もおっしゃっておられますけれども、果たして定量的に幾らの収入があるから、それに対して敷設してまいりましょうという、そういう話ではなくて、しかも、その地域に住んでいらっしゃる方のみの利益を考えればいいということではなくて、先ほどお話のあったような、そこに観光地としての呼び込みだとか、いろんな形での呼び込みをすとなれば、移動している世帯数というか、移動しているニーズなんかも把握しなければならないとか、あるいは、高齢者だから、それはもう固定系は要らないんだという、そういうお話ではなくて、いろんな理念のもとで効果というのははかっているべきところ、そのあたりのところについて、そもそもにおいて、なぜこれをやるのかというところの理念がもう少し出てくると、おそらく、もう少しあと残りの数%、0点何%上げるところが一番難しく、そこをどう上げていくのかとなると、事業費自体の、先ほどからお話が出ているような、補助の割合はこれでいいのか、実際にもっと敷設させたいんだっならば、もう少し事業費を柔軟に出してあげる形にしないと無理なのではないかという議論だとか、あるいは、そうすると、一旦引いてしまえばいいという話ではなくて、おそらく、これ、次世代もまた来ますから、そうすると、また入れかえなければならない

とか、入れても維持メンテの費用がかかるとなると、やはりそれは各自治体さんのほうが持ってくださいとなれば、余計二の足を踏むと。

そうすると、入れたものについてどうフォローアップしていくのかということも、ちゃんと試算して、だから、こういうふうに、利活用は、こういうふうな例があるから、こういう形で利用させれば、もっとそこも採算がとれるほうに近づくとか、いろんなアイデアと一緒にアナウンスしていかないと、おそらくこのところは促進されないのではないかとという印象を持ちました。

ですので、私、申し上げたかったのは、この事業、大変大切だと思いますけれども、効果というものに関して、抽象的であるがゆえに、もう少し理念的なものも入れて、はっきりと持つということと、それから、そのためにはどうすべきかということから、採択する要件を見直すべきではないかということと、それから、どちらかという、そういった離島とか山間部に関しては、そういった維持費用も含めて、どうすれば効率的に敷設して、どういうふうに活用できるのか、もしかするとほかの地域で好事例があるかもしれないものについてもっと情報提供してあげて、こういう形であれば維持コストも比較的にかからずに維持できていますよということもあわせ入れることによって、このパーセンテージというか、敷設率というか、カバー率を上げていくというふうにされるべきではないかと思いました。これはコメントです。

**【福岡官房長】** もう少々まとめていただく時間がございます。

**【上村委員】** まだ時間があるということで、これもコメントですけれども、一番最初のアウトカムのところで、固定系の利用率——これ、事前勉強会でも指摘したんですが、最初、目標年度の数値が100%というのは、これは多分修正されたほうがいいと思いますね。これは国の計画とのかかわりがあると思うんですけど、100というのは、利用する側が100%、あり得ない数字なので、ここについては、目標数値を変えるような形は検討されたほうがいいと思います。コメントです。

**【福岡官房長】** ほかには、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、取りまとめ案、主なご意見等、また同様に北大路先生からよろしく願い申し上げます。

**【北大路委員】** 6名とも、事業内容の一部改善ということで一致しております。

そして、中身も、もうほとんど一致してございます。

まず、事業の必要性は高いということ。



それから、地方創生という政策にとって、本事業の果たす役割を明確に位置付けるということが必要である。

それから、進捗状況の把握のために、全世帯ではなくて、条件不利地域における整備率というようなことに注目すべきであろう。

それから、利用率を中心に補助を決めるべきではない。将来の利用や利活用の中身について、十分考えて整備を進めるべきだ。

また、補助率も、地方にとっては厳し過ぎる場合があるのではないかというので、再検討すべきである。

これはほぼ全員の方が同じコメントをされておりますが、その辺でよろしゅうございますでしょうか。

(委員から発言なし)

ありがとうございます。

**【福岡官房長】** それでは、ありがとうございました。

それでは、本日本日予定の全て、3案件につきまして、議論を終了いたします。

改めまして、本日ご参加いただきました外部有識者の先生方におかれましては、大変貴重なご議論をいただきまして、まことにありがとうございました。

本日いただきましたそれぞれの評価結果、取りまとめコメントにつきましては、レビューシートの上の所定の欄にきっちりと記入させていただき、総務省の来年度の予算概算要求に向けても、十分尊重させていただき、進めていきたいと考えております。

なお、本日の評価結果及び議事につきましては、準備ができ次第、総務省のホームページに掲載し、公開性、透明性を十分に確保した上で、今後も行政事業レビューに係る取組を進めてまいりたいと考えております。

改めまして、本日のご議論いただきましたことに御礼申し上げます。ありがとうございました。